

生駒市民生委員協力員設置要綱

(設置)

第1条 民生委員法(昭和23年法律第198号。以下「法」という)及び児童福祉法(昭和22年法律第164条)に基づき活動を行う民生委員・児童委員(以下「民生委員」という。)の負担を軽減するとともに、新たな地域福祉の担い手の掘り起こしを図ることにより、本市の地域福祉の増進を図るため、民生委員活動を補佐する「生駒市民生委員協力員」(以下「協力員」という。)を設置する。

(配置基準)

第2条 協力員は、原則として法第20条第1項に定める各地区の民生委員・児童委員協議会(以下「地区民児協」という。)毎に3人置くことができるものとする。

(推薦)

第3条 民生委員は、民生委員活動を行うにあたり、協力員を必要とするときは、原則として担当する地区に居住する者の中から協力員候補者を選び、地区民児協の会長に対し、協力員の設置を要請することができる。

2 協力員設置の要請を受けた地区民児協の会長は、当該民生委員の活動状況を勘案し、協力員設置の必要性及び協力員候補者が次条に規定する適格要件等に該当しているか判断を行うものとする。

3 地区民児協の会長は、前項により協力員候補者が適格であると判断したときには、民生委員・児童委員連合会役員会(以下「民児連役員会」という。)に協議を行うものとする。

4 地区民児協の会長は、前項により民児連役員会の賛同を得たときは市長に対し、生駒市民生委員協力員推薦書(様式第1号)及び第9条に規定する事項を遵守する旨の誓約書(様式第2号)の提出により推薦を行うものとする。

(適格要件)

第4条 協力員の適格要件は、次のとおりとする。

- (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
- (2) 原則として補佐する地区に居住しており、地域の実情をよく知り、住民から気軽に相談を受けられる者
- (3) 生活が安定しており、健康であって、協力員活動に必要な時間を割くことができる者
- (4) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を守ることができる者

(任期)

第5条 協力員の任期は、委嘱の日後最初に到達する11月30日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、民生委員及び協力員のいずれからの特段の申し出がない場合は任期を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(委嘱)

第6条 協力員は、民児連役員会の賛同を得た後、地区民児協の会長の推薦に基づき、市長が委嘱する。

(辞任の届出)

第7条 協力員は、自身の都合により協力員の職を辞任しようとするときは、生駒市民生委員協力員辞任届(様式第3号)により、市長に届け出なければならない。

(職務等)

第8条 協力員は、民生委員と連携し、その指示及び指導のもとに、民生委員活動を補佐する。

2 協力員は、自身の活動状況について、補佐する地区の民生委員に対して、適時に連絡・報告・相談を行い、かつ、毎月の活動について生駒市民生委員協力員活動報告書(様式第4号)を補佐する地区の民生委員に提出する。

3 補佐する地区の民生委員は、前項の報告書を地区民児協の会長及び市長に提出しなければならない。

(義務)

第9条 協力員は、前条に規定する職務を行うにあたっては、法第15条及び第16条に規定する義務に準じた義務を負う。

2 協力員は、その職務において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。ただし、市長、地区民児協の会長及び補佐する地区の民生委員の指示があった場合を除く。

(指揮監督)

第10条 協力員は、その職務に関し、市長、地区民児協の会長、補佐する地区の民生委員の指揮監督を受けるものとする。

(活動費等)

第11条 市長は、協力員に、活動に伴う実費弁償として月額1,200円を支給することとし、

支給基準は次に掲げるとおりする。

- (1) 活動費の支給対象月は、委嘱された月からとする。
 - (2) 退任、辞任、又は死亡した協力員の支給終了月は、退任、辞任、又は死亡した月とする。
 - (3) 第8条第2項に規定する生駒市民生委員協力員活動報告書の提出において、活動実績が全く無い月の活動費については支給しない。
- 2 活動費は、4月から9月までの活動分は10月支払い、10月から3月までの活動分は翌年度の4月支払い、退任、辞任、又は死亡した月はその翌月支払いとし、活動報告書の提出後30日以内に支払うものとする。

(解嘱)

第12条 協力員が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、市長は、地区民児協の会長の具申に基づき、これを解嘱することができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合
- (3) 協力員としてふさわしくない非行のあった場合
- (4) その他、市長が協力員としてふさわしくないと認めた場合

2 市長は、前項に掲げるもののほか、第7条の規定により協力員から生駒市民生委員協力員辞任届が提出されたとき、又は協力員が死亡したときは、当該協力員を解嘱するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。